

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

路線名	利根川自転車道線
供用開始の区間	羽生市大字名字屋敷裏七四四番二地先から 同市大字下村君字米宮二七〇二番地先まで
供用開始の期日	令和六年十一月一日
備考	令和六年十月二十五日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二〇三六・二九メートル